

公益社団法人長野県社会福祉士会委員会設置規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人長野県社会福祉士会（以下「本会」という。）の定款第4条の事業を推進するために、定款第51条第1項の委員会設置に基づき、委員会の設置について定める。

(委員会)

第2条 本会に次の委員会を置くものとする

- (1) 一般委員会として、福祉活動委員会、虐待対応委員会、広報編集委員会
- (2) 事業運営委員会として、生涯研修センター、権利擁護センターぱあとなあながの、地域生活定着支援センターの各運営委員会
- (3) 特別委員会として、倫理委員会、ぱあとなあながの業務監査委員会、福祉まるごと学会運営委員会、災害福祉支援運営委員会

2 事業執行上必要に応じて、臨時の委員会及びプロジェクトチームを理事会の承認を経て置くことができるものとする。

(委員会の所掌事務)

第3条 各委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 福祉活動委員会
高齢者、障がい者福祉、児童福祉、地域福祉等分野別支援、職域部会の支援、政策提言等に関すること。
- (2) 虐待対応委員会
高齢者、障がい者の虐待防止、対応・支援に関すること。
- (3) 広報編集委員会
広報紙の編集発行、ホームページの運用、一斉メールの取り扱い、パンフレットの作成発行等に関すること。
- (4) 生涯研修センター運営委員会
基礎研修、実習指導者養成、キャリア訪問指導事業、全国統一模試、福祉専門研修等に関すること。
- (5) 権利擁護センターぱあとなあながの運営委員会
成年後見の啓発・普及、成年後見人の養成、後見受任者支援等に関すること。
- (6) 地域生活定着支援センター運営委員会
地域生活定着支援センターの事業、個別ケース、研修・広報周知、ネットワークづくり等に関すること。
- (7) 倫理委員会
懲戒及び苦情対応等に関すること。
- (8) ぱあとなあながの業務監査委員会
成年後見人等の活動状況、ぱあとなあながのの事業に対する監査及び指導・助言に関すること。
- (9) 福祉まるごと学会運営委員会
社会福祉士として実践を言語化し、自身と会員相互の社会福祉実践の技量向上並びに社会に提言していく学会の企画・運営に関すること。
- (10) 災害福祉支援運営委員会
災害時支援体制・活動マニュアル及び災害派遣チーム員の登録・研修制度等について企画検討に関すること。

(委員会の定数)

第4条 各委員会の定数は次のとおりとする。

区 分	委 員 会	定 数
一 般 委 員 会	①福祉活動委員会	15人以上
	②虐待対応委員会	15人以上
	③広報編集委員会	15人以上
事業運営 委 員 会	④生涯研修センター運営委員会	15人以上
	⑤権利擁護センターばあとなあながの運営委員会	18人以上
	⑥地域生活定着支援センター運営委員会	10人以上
特 別 委 員 会	⑦倫理委員会	5人以上
	⑧ばあとなあながの業務監査委員会	10人以上
	⑨福祉まると学会運営委員会	7人以上
	⑩災害福祉支援運営委員会	7人以上

(委員の任期)

第5条 各委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員の選出方法)

第6条 各委員会の委員の選出については次のとおりとする。

- (1) 委員会委員の選出は、原則として地区総会で行う。
- (2) 外部識者も委員に委嘱する、地域生活定着支援センター運営委員会、ばあとなあながの業務監査委員会及び福祉まると学会運営委員会、災害福祉支援運営委員会の委員の選出は理事会で行う。

(委員会)

第7条 委員会には、正副委員長を置く。

ただし、事業運営委員会のセンターにはセンター長を置く。

- 2 正副委員長は委員の互選とする。
- 3 委員長は、委員会を主宰する。委員長事故あるときは副委員長が代理する。

(改 廃)

第8条 この規則の改廃は、総会の承認を得なければならない。

- 2 この規則に定める事項のほか、必要な事項は理事会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年10月19日から施行する。
- 2 この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。
- 3 この規則は、平成28年 6月 4日から施行する。
- 4 この規則は、2019年6月8日から施行し2019年4月1日から適用する。